

印西市立幼稚園保育料等の額の改定について

印西市教育委員会

【子ども・子育て支援法新制度の施行】

平成26年に子ども・子育て支援法が改正され、平成27年4月1日より子ども・子育て新制度が施行されました。これに伴い、平成30年4月1日より幼稚園保育料等を改定しました。

(新制度の概要)

幼稚園は、施設型給付費の支給対象となる特定教育・保育施設に分類されます。

①支給認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもが幼稚園を利用する際は、市に施設型給付費支給認定の申請をし、1号認定（教育標準時間認定）を受けます。

②施設型給付費の基本構造

国が定める基準により算定した費用の額（公定価格）の6割が施設型給付費、4割が利用者負担額となります。

③利用者負担額（保育料）

利用者負担額（保育料）は、教育を提供するに当たって通常必要とする人件費、事業費、管理費等の対価としてその一部を保護者に負担していただくもので、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して国が定める水準を限度として市が定めます。

【新制度移行後の保育料等の額】 ※平成30年4月1日施行

印西市立幼稚園の保育料の月額を、「印西市私立幼稚園の利用者負担額を定める規則」に定める額の2分の1の額とし、別表に定めるとおりとします。

※平成30年度においては、改正後の保育料の月額が改正前の保育料の月額を上回る場合は、改正前の保育料の月額を上限とします。

※入園料は別途徴収しません。

※これまでの減免措置は廃止します。

(別表)

階層区分	定義	印西市 私立幼稚園 (月額)	印西市立幼稚園 (月額)		
			平成30年度経過措置		平成31年度以降
			3歳児	4、5歳児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税所得非課税世帯	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円	3,500円	3,500円	3,500円
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	16,600円	8,000円	6,000円	8,300円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以上	21,000円	8,000円	6,000円	10,500円

(軽減措置)

①第4階層と第5階層の世帯で、小学校3年生以下の子どもが複数いる場合
(小学校3年生以下の子どもの範囲で)

- ・第4階層 2人目：半額(4,150円) 3人目以降：0円
- ・第5階層 2人目：半額(5,250円) 3人目以降：0円

②第2階層と第3階層の世帯で、扶養する子どもが複数いる場合

- ・第2階層 2人目以降：0円
- ・第3階層 2人目：半額(1,750円) 3人目以降：0円

③第2階層と第3階層の世帯が、母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯又は生活保護法に定める要保護者等特に困窮している世帯の場合

- ・第2階層：0円
- ・第3階層：1,000円(さらに②の多子軽減の適用あり)

【保育料の額の決定について】

①階層区分の基準となる市町村民税額の年度

- ・4月分から8月分：前年度分の市町村民税額
- ・9月分から3月分：当該年度分の市町村民税額

②保育料の額の切り替え時期

入園時の決定以降は、毎年9月に保育料の額の見直しを行います。

③市町村民税の確認

算定基準となる者の該当年度の1月1日の住所地により異なります。

- ・印西市：学務課で市民税額の確認が可能
- ・市外：前住所地の市町村民税額が確認できる書類が必要

※申告していない場合や書類の提出がない等、市町村民税額が確認できない場合は、第5階層と認定し、確認でき次第の遡及適用となります。

④算定基準

基本的には、父母の市町村民税額の合計となります。

※父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者の市町村民税額を含めて階層認定を行います。

⑤夏季休業中などにおける保育料

保育料の月額、年間の必要経費を月額に算定しているものであり、休業期間、短期間の一時的な欠席及び休園についても利用者負担が生じます。

※長期間にわたる継続定期的な欠席の場合は、退園により利用者負担は生じなくなります。

【保育料以外に保護者が負担する費用】

①給食費

実費負担（月額4,500円を徴取し、年度末に実績により清算）

②送迎バス利用者負担金（利用者のみ）

一部負担（月額1,200円）

※平成30年度は、経過措置として幼稚園から乗降場所まで2km未満の場合、月額1,000円。

③諸費用

教材や制服等の購入費及び月々の諸費用の実費負担

【幼稚園の利用手続き及び保育料の徴収事務の基本的な流れ】

①『入園願』の提出

希望する幼稚園の園長宛に『入園願』を提出します。

※利用定員を超える場合は、抽選となります。

②入園許可

園長等との個人面談を経て、園長から『入園許可書』が交付されます。

③『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書』の提出

1号認定を受けるため、各幼稚園を経由して、学務課に『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書』を提出します。

※該当年度の1月1日に印西市に住所のある方の市町村民税額は、本人の同意を得て学務課が確認しますが、1月2日以降に市外から転入した方は、市町村民税額が確認できる書類の添付が必要です。

④『利用者負担額（保育料）決定通知書』の交付

学務課から各幼稚園を経由して、保護者宛に『利用者負担額（保育料）決定通知書』を交付します。

⑤入園

⑥保育料等の納付

毎月の保育料等は、口座引落としとなります。

⑦保育料の額の見直し

毎年9月に、保育料の額の見直しを行います。

※該当年度の1月2日以降に市外から転入した方は、市町村民税額が確認できる書類の提出が必要です。

⑧『利用者負担額（保育料）決定通知書』の交付